

弁護士をもっと 身近な存在に

静岡県弁護士会

〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80

TEL054-252-0008 FAX054-252-7522

ホームページhttp://s-bengoshikai.com/



中国浙江省弁護士協会との友好協定の締結

国際交流委員会

副委員長 高 貝 亮

第1 はじめに

故中村順英弁護士をはじめとする静岡県弁護士会の会員有志は、以前より中国の弁護士との交流を続けており、相互に行き来してきました。他方、静岡県は、浙江省との間で友好提携を結んでおり、2012年は、ちょうど30周年の記念すべき年にあたっていました。近年、静岡県内の多数の企業が中国に進出する中で、浙江省に事業所や工場を展開する県内企業も約40社にのぼり、地元の弁護士による法的支援を一層進めていくことも求められています。

そのような背景もあって、齋藤安彦前会長のリーダーシップのもと、静岡県弁護士会と浙江省弁護士協会との友好協定締結に向けた準備が進められ、2012年4月1日、浙江省杭州市で友好協定調印式が執り行われることとなりました。

第2 訪問団と調印式

友好協定の調印式に向けた静岡県弁護士会の中国訪問団は、総勢39名にのぼる大規模なものとなりました。調印式当日は、浙江省女子監獄と裁判所を視察しました。

午後からの調印式に先立ち、浙江省人民大会堂で日中法律交流会議が開催され、中国側より王立新弁護士が、日本側より高貝が、双方の弁護士・弁護士会の状況や中日法律業務の相互委託の可能性について記念講演を行いました。

調印式では、当会の渥美利之会長と浙江省弁護士協会の章靖忠会長が署名を交換し、提携協定が結ばれました。

調印式後の懇親会を含めて、訪問団は文字

通り熱烈に歓迎され、浙江省の弁護士の方々の私たち静岡県の弁護士との交流に対する深い思いが伝わるとともに、今回の友好協定締結が、多くの先人たちの努力の上に築かれた人的信頼関係に裏打ちされていることを改めて感じました。

第3 今後に向けて

今回の協定締結にともない浙江省の弁護士と当会の弁護士との間の人的な交流が深まり、様々な分野で協力して、依頼企業の法的支援にあたる基盤ができました。また、当会の弁護士も、これらのニーズに対応するため中国法に関する研鑽を積んでおります。中国の企業法に関する講座を有する静岡大学法科大学院とも協力し、7月19日には、弁護士や企業関係者を対象とした中国法入門講座を、12月1日には浙江大学から行政法や倒産法を専門とする学者を招聘して日中学術シンポジウムを開催するなど具体的な取り組みを始めています。

昨年は、中国との関係では、暗い話題も多かった年ですが、法曹の交流を含めた民間交流を深めることが、両国の友好と関係発展に資するものと信じています。



特集 交通事故問題

1 交通事故における損害とは

自動車を運転中に、後ろから走ってきた自動車が追突されました。私の自動車は凹んで傷ついてしまい、私自身も怪我をして通院しています。

Q: 自動車について、相手方にどのような請求ができますか。

A: ①車両評価額又は修理費

車種・型式・年式などから算定されるその車両の評価額が、賠償額の上限となります。車両が修理可能であり、修理費用が評価額を下回る場合には、その修理費用が賠償額となります。

②評価損（格落ち）

①で修理が可能であったとしても、事故歴、修復歴の存在により商品価値が下落したことに伴って、評価損が認められる場合があります。裁判例では、一定程度的高级車で、初度登録からの期間が短いものについて認められる傾向にあります。

③その他 レッカー費用、修理期間中の代車費用など

※なお、車両の損傷など、物の損害については、自賠責保険（後述）の適用がないことに注意が必要です。

Q: 怪我については、どのような請求ができますか。

A: ①治療費

治療費、入院費については、原則として実費全額が損害として認められます。医師による医療行為以外の鍼灸、マッサージ費用等については医師の指示により受けた場合などであれば認められることもあります。

②通院交通費

通院時の交通費についても、実費として、公共交通機関の運賃やガソリン代が損害として認められます。タクシー代については、傷害の程度や交通機関の便等の要素を考慮して、認められる場合もあります。

③休業損害

受傷そのものや治療のための入通院によって、休業し収入が減少した場合には、休業損害が認められます。金額は、一日あたりの収入（事

故前の収入などを基準に認定）と相当な休業日数（傷害の態様、治療期間、勤務内容等から認定）をもとに算出します。給与所得者の方は、勤務先に休業証明書を発行してもらって証明します。

もともと現金収入のない家事労働者についても、別の算定方法により休業損害が認められます。

④傷害慰謝料

交通事故によって負傷（入通院）したことに対する精神的損害を賠償するものとして、傷害慰謝料（入通院慰謝料）が認められます。その金額については、慰謝料は無形の損害であり評価が分かれる一方、交通事故が多発する問題であり迅速に処理する必要があることから、治療の内容と期間により一定の基準化が図られています。

⑤後遺障害に対する補償

治療後も後遺障害※がある場合には、後遺障害についての慰謝料及び逸失利益※が損害として認められます。

※「後遺障害」とは

交通事故の人身損害賠償における「後遺障害」とは、自賠責保険における後遺障害を指し、治療を終えたときに残存している、将来においても回復が困難な障害であって、事故による傷病との相当因果関係があるものをいいます。

自賠責保険においては、支払の限度額、労働能力喪失率、慰謝料額を決定するために、後遺障害について1級から14級の等級が定められています。

※「逸失利益」とは

後遺障害を負わなければ将来得られたであろう利益のことであり、以下の方式で算出されます。
基礎収入（事故前の収入などから算出）×労働能力喪失率（後遺障害によって収入が減る割合）×労働能力喪失期間（原則として67歳まで）

ただし、将来の補償を一括で受領すると利息分の増額が生ずる不都合から、労働能力喪失期間については、中間利息を控除した係数を当てはめて計算します。

2 自動車保険・共済（以下、保険と共済を合わせて単に「保険」といいます）

横断歩道を歩行中に車に衝突されて怪我をしました。

Q: 加害者は任意保険に入っていないとのことで、事故後の対応について保険会社が間に入ってくれません。

A: 自動車保険には、強制加入の自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）と、任意保険があります。加害者が任意保険を契約していないとしても、自賠責保険を契約している場合には、被害者自身が、加害者が契約する自賠責保険に対して、直接、損害賠償額を請求することができます（支払限度額があります）。

なお、加害者が任意保険を契約している場合には、契約している保険会社が自賠責保険支払についてまとめて対応する方法が採られることが一般的です（一括払制度）。

3 弁護士ができること

Q: 交通事故について、どんなことを弁護士に相談できますか。

A: 相談内容の例

「怪我をしたため、自営業の仕事を休んで売上げが減りましたが、十分な賠償が支払われません。」

「車をぶつけられましたが、相手は保険に入っておらず、分割でしか払えないと言っています。」

「相手方は私が一時停止せず飛び出したと言っているとのことで、過失割合について、私に不利な内容で提案されています。」

「事故を起こしてしまいましたが、相手方の請求額が適切なものかわかりません。」

このほか、交通事故についてお悩みのことがございましたら、こんなことは相談できるだろうかと悩まず、お気軽にご相談ください。ご相談の際には、関係する資料をご持参ください。

Q: 交通事故について弁護士に相談や依頼をすると、どのようなメリットがありますか。

A: 交通事故で被害を受けた場合、相手方が保険に加入していれば、その保険会社から賠償額の提案がなされることが通常ですが、弁護士への相談・依頼により、提案された賠償内容が妥当であるかについての調査、自分の請求の裏付けとなる証拠の収集、弁護士を窓口とした相手方との交渉などを行うことができます。交渉で合意に至らない場合には、弁護士が代理人となって、訴訟（裁判）を行うこともできます。

相手方が保険に入っていない場合でも、適切な請求額を算定した上で、現実にはどのように支払をさせるか（分割払など）について交渉を行い、合意内容を決めていくことができます。

事故の過失割合について争いが生じることも多くありますが、弁護士に依頼することにより、当事者の話に加え、警察で作成された現場図面の開示請求（開示が認められない場合もあります）、現場道路や車両の損傷の様子（写真）などから、事故の状況についての説得的な主張、証拠を組み立てたうえで、相手方と交渉したり、裁判で主張したりすることができます。

加害者となってしまった場合にも、適切な賠償の内容や可能な賠償方法について、弁護士が代理人となって被害者の方と交渉することができます。

Q: 弁護士に相談したり、依頼する弁護士を探したりするにはどうしたらいいですか。

A: 日弁連交通事故相談センターでは、交通事故に関する法律問題について県内各地で面接による無料相談を実施しています。相談可能な日時は相談所ごとに決まっていますので、本紙裏面の「交通事故相談」の欄をご確認のうえ、弁護士会にご予約ください。

なお、自分が加入している任意保険に「弁護士費用特約」を付けている場合には、弁護士に支払う費用を保険で賄うことができます（限度額が設定されています）。詳しくは、保険契約内容を確認のうえ、保険会社又は相談担当の弁護士にお尋ねください。

Q: 交通事故の解決について、弁護士が間に入ってくれる制度があると聞いたのですが。

A: 相手方と話し合いで決着ができないとき、日弁連交通事故相談センターにお申し込みがあれば、弁護士があっせん委員として中立的な立場で当事者の話し合いの間に入り、示談の成立のお手伝い（示談あっせん）を行います。利用費用は一切かかりません。事故の内容によ

っては申込みができない場合もありますので、申込みの際は予め弁護士会にお問い合わせください。



各種法律相談のご紹介

2013.1.1現在

一般法律相談

静岡県弁護士会所属の弁護士が、交代で、相談を担当しています。

■相談時間 30分間 ■相談料金 5250円
民事法律扶助制度（資力に乏しい方に対し、法律相談料や、裁判費用や弁護士費用の立替を行なう制度）の利用も可能

■相談日時

- 静岡支部 毎週月曜日から金曜日
午前10時～12時 午後1時～4時
- 浜松支部 毎週月曜日から金曜日
午前9時45分～12時
月・水・金曜日 午後1時～5時
- 沼津支部 毎週月曜日から金曜日
午後1時～3時30分
- 掛川法律相談センター
※浜松支部にて予約受付
毎月第1、第3水曜日 午後1時～4時30分
- 下田法律相談センター
※沼津支部にて予約受付
毎週金曜日 午後1時～4時



交通事故相談

交通事故の民事上の法律問題についてアドバイスを致します。

■相談時間 30分間 ■相談料金 無料

■相談日時

- 静岡支部・沼津支部は一般法律相談と同一の時間
- 浜松支部 毎週火・木曜日のみ午後1時～5時

クレジット・サラ金相談

借金の返済に悩んでいる方を対象とした相談です。
破産・再生・任意整理（過払い金返還請求を含む）等の借金整理のための手続についてアドバイスを致します。

■相談時間 30分間 ■相談料金 無料

■相談日時

- 静岡支部 毎週月曜日から金曜日
午前10時～12時 午後1時30分～4時
- 浜松支部 毎週月曜日から金曜日
午前10時～12時 午後1時30分～5時
- 沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し
原則として担当弁護士事務所で相談実施。

労働と生活に関する相談窓口

解雇や賃金未払い等の労働問題（労働者の方からのご相談に限ります）、生活保護及びこれに関連する問題を対象とした相談です。相談申込に応じ、担当弁護士をご紹介します。

■相談料 初回相談料は無料

■相談日時 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し、原

則として担当弁護士事務所で相談実施。

高齢者・障害者相談

高齢者・障害者の方々の、財産の管理、介護保険・福祉サービス利用、財産侵害等についての相談です。成年後見、財産管理等についてアドバイスを致します。

相談申込に応じ、担当弁護士を紹介致します。

■相談時間 60分まで ■相談料 無料

■相談日時

- 静岡支部 毎週水曜日 午後1時～4時
- 浜松支部 毎週金曜日 午後1時～4時
- 沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し
原則として担当弁護士事務所で相談実施。

※出張相談（有料）も行なっておりますので、お問い合わせ下さい。

犯罪被害者相談

犯罪の被害に遭われた方を対象とした相談です。被害者が利用できる手続、加害者への損害賠償請求等についてアドバイスを致します。

■相談時間 30分程度 ■相談料 初回相談は無料

■相談日時

- 静岡支部 毎週木曜日 午前10時～11時30分
- 浜松支部 相談申込に応じ、相談日時を決定
- 沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し
原則として担当弁護士事務所で相談実施。

静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター

静岡県弁護士会では、静岡県弁護士会所属の弁護士が各種のトラブルについて、解決のための公正中立な立場で仲介役を務める『あっせん、仲裁』も行なっております。利用のための手続等の詳細については、静岡県弁護士会発行のリーフレットをご参照下さい。

当番弁護士・当番付添人制度のご案内

万が一、あなたやあなたのご家族が逮捕されたとき、逮捕された警察署に弁護士が出向き、無料で一回に限り相談に乗ります。

また、希望があれば、弁護の依頼も受けます（有料）。資力の乏しい方は、刑事被疑者弁護援助制度（資力の乏しい方に対し、弁護士費用等の援助を行なう制度）の利用も可能です。

申込方法

弁護士会各支部へ電話にて申込

■電話受付時間

平日 午前9時～12時、午後1時～5時

当番弁護士・当番付添人についてのみ、土日・祝日、時間外は、留守番電話による受付をします。

静岡支部

〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80 TEL.054(252)0008

浜松支部

〒430-0929 浜松市中区中央1-9-1 TEL.053(455)3009

沼津支部

〒410-0832 沼津市御幸町21-1 TEL.055(931)1848